

高額療養費(医療費)の自己負担限度額

高額療養費とは同じ病院や診療所で支払った1カ月の医療費が、限度額を超えた場合手続きをすれば返金される制度です。

高額療養費(医療費)自己負担限度額表

種別	(医療保険)一般		(医療保険)高齢受給者		(医療保険)後期高齢者医療
対象者	70歳未満		70歳以上75歳未満		75歳以上(65歳以上で一定の障害がある方)
窓口負担金	3割負担 ○在医総管・在医総を算定の場合 「自己負担限度額」を上限として徴収		1割負担・現役なみ所得者は3割負担 ○在医総管・在医総算定の場合 「自己負担限度額」の個人単位の額を上限として徴収		
高額療養費自己負担限度額(月額)	区分	世帯単位	区分	個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)
	上位所得者	$150,000円 + (医療費 - 500,000円) \times 1\%$ 年多(83,400円)	現役並み所得者	44,400円	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$ (年多44,400円)
	一般	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$ 年多(44,400円)	一般	12,000円	44,400円
	低所得者Ⅱ	35,400円 年多(24,600円)	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
			低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※年多は「年間多数該当」の略で、過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給の場合
※「在医総管」は在宅時医学総合管理料の略、「在医総」は在宅末期医療総合診療料の略

■同じ月内に複数の医療機関を利用した場合は、それぞれ別に計算します。

■お薬代は処方箋を発行した医療機関分と合算されます。

■70歳未満の方で同一月に同一世帯で21,000円以上のお支払が2件以上生じたときは、これらを合算して自己負担限度額を超えた金額が返金されます。同一人が同一月に2つ以上の医療機関にかかり、それぞれ21,000円以上になった場合も同じです